

平成 28 年 12 月 6 日  
日本学術会議 農学委員会・食料科学委員会合同  
農学分野における名古屋議定書関連検討分科会  
日本学術会議 基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・  
基礎医学委員会・臨床医学委員会合同  
総合微生物科学分科会  
日本学術会議 薬学委員会生物系薬学分科会

(提言) 「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」

## 1 現状及び問題点

- (1) 「生物多様性条約下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下、議定書)は遺伝資源の範囲等にあいまいさを残し、また、デジタル DNA 情報等も議定書の仕組みで管理しようとする動きが生じており、係争のリスクや学術研究への影響が懸念される。現在、我が国は批准に向けて作業中だが、非締約国では影響力は大きくない。
- (2) また、研究者は提供国ごとに異なる国内法令、窓口機関、「事前同意」および「相互に合意する条件」で遺伝資源を入手することになるが、研究者の認識および政府、所属機関等の支援体制は十分ではない。
- (3) 一方、我が国は資源提供国としての国内措置を検討中である。

## 2 提言の内容

- (1) 議定書の遺伝資源の範囲、派生物、デジタル DNA 情報等の問題点について、公正で合理的な国際的コンセンサスを形成するために、政府、大学、研究者コミュニティ等が連携してイニシアティブを発揮するよう要望する。そのため、政府が早急に議定書を批准して締約国となるよう提言する。批准に際しては、明確で簡素な利用国としての国内措置とするよう要望する。
- (2) 生物多様性条約及び議定書の理念、具体的手続き等について、政府がリーダーシップを取り、大学・研究機関および研究者コミュニティも協力して研究者への周知徹底に取り組むべきである。政府は各国の法律・規制等を研究者等に提供するとともに、トラブル予防等の相談体制を構築するよう要望する。大学・研究機関等の責任者は学術研究支援部署等に議定書問題に詳しい専門家を配置すべきである。
- (3) 学術利用を制約しないような提供国としての国内措置について、政府、大学・研究機関および研究者コミュニティが議定書批准後も他の提供国の状況も勘案しながら継続的に検討するよう要望する。